

〔定額複利預金「スーパーイールド」「スーパーイールドワイド」〕

1. 商品名	・定額複利預金「スーパーイールド」「スーパーイールドワイド」
2. 販売対象	・個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーイールド 最長 5年（据置期間6ヵ月） ・スーパーイールドワイド 最長 10年（据置期間6ヵ月） ・最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）のお取り扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1万円以上1,000万円以下 ・1円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 ・この預金の全部または一部について、預入後6ヵ月経過後から最長預入期限までの間の任意の日に1万円以上の金額でお引き出しができます。 (注) ただし、以下の場合には一部支払を不可とする。 ※総合口座による一部支払 ※元金が300万円以上の場合で、一部支払後の残高が300万円を下回る場合
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時に店頭表示する金額階層別金利および期間別段階金利を預入期間に応じて、預入時に遡って適用します。 ・金額階層別金利：300万円未満、300万円以上 ・期間別段階金利：6ヵ月以上1年未満、1年以上1年6ヵ月未満、1年6ヵ月以上2年未満、2年以上2年6ヵ月未満、2年6ヵ月以上3年未満、3年以上3年6ヵ月未満、3年6ヵ月以上4年未満、4年以上4年6ヵ月未満、4年6ヵ月以上5年未満、5年以上7年未満、7年以上10年未満、10年 ・本預金の支払時に、一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・ありません。
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の最長の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・据置期間（6ヵ月）内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日の普通預金利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 ・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・規定裏面に預入時の期間段階別金利表を印字してお渡しします。 ・通帳式のみのお取り扱いとなります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。